



2023年5月15日

各 位

会社名 ヤマシニフィルタ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山崎 敦彦
(コード番号: 6240 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 井岡 周久
(TEL. 045-680-1671)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を2023年6月28日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営体制の一層の充実及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、現行定款第18条(員数)に定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数の上限を1名増員し、5名から6名に変更するものであります。その他所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月28日(水)
定款変更の効力発生予定日	2023年6月28日(水)

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(員数) 第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>5</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>	<p>(員数) 第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>6</u>名以内とする。 2. (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名、<u>専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を定めることができる。</p>
<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第 61 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条の定めるところによる。</u></p>	<p>(削除)</p>